様式第５

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、

若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

|  |
| --- |
| 都市再生特別措置法第108条第１項の規定に基づき、について、下記により届け出ます。誘導施設を有する建築物の新築建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為　　　　年　　月　　日　犬　山　市　長届出者　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名連絡先 |
| １　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積 | 土地の所在、地番：地目：面積：　　　　　　　　　　　　　平方メートル |
| ２　新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途 |  |
| ３　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途 |  |
| ４その他必要な事項 | 工事の着手予定年月日：　　　年　　月　　日工事の完了予定年月日：　　　年　　月　　日 |

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

担当者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

＜裏面のアンケート調査にご協力ください。＞

アンケート調査票

事業者の方にお伺いします。今回の誘導施設の建築に関して、支障のない範囲で以下の質問にお答えください。（該当項目の回答欄に「○」をご記入ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 質問１ | 犬山市では、本市の将来都市構造の実現に向けて、主要な鉄道駅や都市施設周辺（都市機能誘導区域）での誘導施設の誘導・維持を方針に掲げています。今回の建築計画地は、当該区域に該当していませんが、この場所において建築を計画した理由について教えてください。【複数回答可 ３つまで】 |
|  |  |
| 回答欄 |  | ①利用者となる周辺住民の人口が多いため（将来の見込みを含む） |
|  | ②同一業種（業態）の施設（店舗）が近くにいないため |
|  | ③鉄道やバス等の公共交通の利便性が高いため |
|  | ④幹線道路が近いなど自動車でのアクセスが便利であるため |
|  | ⑤駐車場用地を含めまとまった敷地を確保したかったため |
|  | ⑥土地の価格（借地料を含む）が比較的安かったため |
|  | ⑦その他【具体的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |

|  |  |
| --- | --- |
| 質問２ | 今回の建築行為に限らず、当該施設（類似施設を含む）を建築するにあたり、経営上の観点から重要視する項目を教えてください。【複数回答可 ３つまで】回答欄 |
|  |  |  |
| 回答欄 |  | ①利用者となる周辺人口の規模 |
|  | ②同一業種（業態）の施設（店舗）の立地状況 |
|  | ③鉄道やバス等の公共交通の利便性 |
|  | ④幹線道路が近いなど自動車でのアクセス性 |
|  | ⑤敷地面積の広さ |
|  | ⑥土地の価格（借地料を含む） |
|  | ⑦その他　【具体的　　　　　　　　 　　　　　　　】 |